

会社法対応専門委員会における今後の検討

- 企業会計基準適用指針公開草案第19号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」について -

1. 経緯

企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成18年8月に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)として改正された。これに伴い、実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の内容について、これまで質問が多く寄せられた事項への対応などと合わせて、改正後の金融商品会計基準の適用上の指針として新たに定めるため、「会社法対応専門委員会」にて審議を重ね、平成18年9月に表題の公開草案を公表し、コメントの募集を行った。

今般、当該コメントを踏まえ、追加的に検討すべき項目及び今後の進め方について、提案を行いたい。

2. 主な検討事項

公開草案に対するコメントで要望が多かった以下の項目について追加的に検討する。

(1) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の会計処理

(2) 自己社債の会計処理

3. 進め方

- ・ 上記「2. 主な検討事項」は金融商品の会計処理と密接な関係があるため、「会社法対応専門委員会」と「金融商品専門委員会」が合同で検討することが適切と考えられる。
- ・ なお、上記「2. 主な検討事項」を追加的に検討し、その結論が公開草案の内容と大きく異なる場合には、再度、公開草案を公表し、コメント募集を行うことも念頭において取り進める。

以 上